

☆ 地域協議会だより ☆

平成27年度第3回地域協議会は、7月23日（木）午後3時から二ツ井町庁舎大会議室で開催されました。「自主審議」地域自治区に関する意見書について協議しました。概要は次のとおり。

「地域自治区の今後について」意見のまとめ

延長を求める意見が大多数

来年度、平成28年3月31日設置期限となる地域自治区は、地域協議会として、意見書、市長に提出する。昨年来、自主的に研究したため、意見書、市長に提出する。昨年来、自主的に研究したため、意見書、市長に提出する。昨年来、自主的に研究したため、意見書、市長に提出する。

意見のまとめとして、次の3項目の①合併時と比較して、住民の負担が軽減されること、②地域の活性化を図ること、③地域の発展を図ること、④地域の活性化を図ること、⑤地域の発展を図ること、⑥地域の活性化を図ること、⑦地域の発展を図ること、⑧地域の活性化を図ること、⑨地域の発展を図ること、⑩地域の活性化を図ること、⑪地域の発展を図ること、⑫地域の活性化を図ること、⑬地域の発展を図ること、⑭地域の活性化を図ること、⑮地域の発展を図ること、⑯地域の活性化を図ること、⑰地域の発展を図ること、⑱地域の活性化を図ること、⑲地域の発展を図ること、⑳地域の活性化を図ること、㉑地域の発展を図ること、㉒地域の活性化を図ること、㉓地域の発展を図ること、㉔地域の活性化を図ること、㉕地域の発展を図ること、㉖地域の活性化を図ること、㉗地域の発展を図ること、㉘地域の活性化を図ること、㉙地域の発展を図ること、㉚地域の活性化を図ること、㉛地域の発展を図ること、㉜地域の活性化を図ること、㉝地域の発展を図ること、㉞地域の活性化を図ること、㉟地域の発展を図ること、㊱地域の活性化を図ること、㊲地域の発展を図ること、㊳地域の活性化を図ること、㊴地域の発展を図ること、㊵地域の活性化を図ること、㊶地域の発展を図ること、㊷地域の活性化を図ること、㊸地域の発展を図ること、㊹地域の活性化を図ること、㊺地域の発展を図ること、㊻地域の活性化を図ること、㊼地域の発展を図ること、㊽地域の活性化を図ること、㊾地域の発展を図ること、㊿地域の活性化を図ること、



第3回地域協議会の様子

地域協議会委員
 淡路一義 伊藤 誠
 菊地チヨ子 菊池敏幸
 工藤一成 工藤 聡
 工藤正弘 佐藤哲美
 畠山美紀子 藤田清樹
 藤田千秋 藤田弘子
 安井重雄 山谷博文
 吉岡正雄 (五十音順)

発行：能代市二ツ井地域局総務企画課
 〒018-3192
 能代市二ツ井町字上台1-1
 電話 0185-73-2112

H27. 8. 10発行

地域自治区に関する意見書を決定

地域自治区の延長と運営のあり方の検討を求める

地域協議会として決定した意見書の概要は、合併後のまちづくりの状況について、地域の役割と機能、二ツ井地域の現状と地域の課題、二ツ井地域のまちづくりの方向性について、地域の考え方を述べ、最後に、地域自治区の今後について、集約した意見は次のとおり

(1) 地域自治区は、住民の意見等を市政に反映させ、地域振興を推進する重要な役割を果たしてきており、設置期間を延長し、引き続き地域の声を施策に生かす体制を維持すること。

(2) 地域協議会は、報告事項に偏った運営を見直し、延長期間内に、まちづくりの審議が中心となる運営となるよう検討されるべきこと。

裏面↓市長へ意見書を提出

地域自治区の延長要望等の 意見書を市長に提出

吉岡会長から
齊藤市長へ

地域自治区の設置期間延長
地域協議会の運営方法検討

平成27年8月4日、地域協議会の吉岡正雄会長が、地域自治区に関する意見書を提出しました。

① 意見書の要望内容は、地域の振興を市政に反映させ、地域を延長してきており、重要な役割を施策に生かす体制を維持することを。② 地域協議会は、報告事項に偏った運営を見直し、延長期間内にもまちづくりの審議が中心となる運営となるよう議決されるべきこと。



齊藤市長に意見書を提出する吉岡会長

また、意見書では触れていない住居表示の「二ツ井町」の歴史・文化を残すためにも継続使用が必要と要望しました。

置き、市長は、個人の見解と協
理にできる「必要」の見解は前
議会議事と兼ね、望みつつは前
議会議事と兼ね、望みつつは前
地域協議会大所高の観点が密着
より、掘り下げた議論が、
まで、どの事業や、道の駅、ふ
ない「など」と話した。だ、適切
い「など」と話した。だ、適切
示「など」と話した。だ、適切
名「など」と話した。だ、適切
か「など」と話した。だ、適切
と「など」と話した。だ、適切

平成27年 8月 4日

能代市長 齊藤 滋 宣 様

地域協議会会長 吉岡 正 様



地域自治区に関する意見書

平成18年3月21日の能代市と二ツ井町の合併に際し、合併前の二ツ井町の区域に設置された地域自治区の設置期間は、地域自治区の設置に関する条例第4条の規定により、平成28年3月31日までとされております。

地域協議会では、地域自治区の果たしてきた役割と設置効果、地域協議会の実績と設置効果及び二ツ井地域の現状と今後のまちづくりについて協議してまいりました。

これらの協議を踏まえ、地方自治法第202条の7第1項及び地域自治区の設置に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記により意見書を提出します。

記

別紙のとおり。

提出した意見書(表紙)



意見書提出の様子